平成３０年（フ）第１６５号
神奈川県厚木市山際932番地２　アトレ山際205、前住所神奈川県厚木市山際863番地１ユニハイム本厚木109
債務者　片桐　　諭
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７号
奈良県五條市今井２丁目６番２号　ルナパレスサカイ１番館
債務者　氏本　拓実
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで奈良地方裁判所五條支部

平成３０年（フ）第９号
奈良県吉野郡大淀町大字越部1259番地の５ｉマンション吉野弐番館303号室
債務者　木村　昇史
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで奈良地方裁判所五條支部

平成３０年（フ）第９７号
青森市大字筒井字八ツ橋10番地12
債務者　目時　康彦
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
神奈川県横須賀市佐原３丁目５番21号
債務者　臼井　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１２７号
神奈川県横須賀市浦上台４丁目２番８－102号
債務者　秋元　有朱
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１９号
山口県防府市高倉１丁目33番30－205号ニューたかくらマンション
債務者　三輪　正志
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２３７号
名古屋市港区高木町１丁目43番地の２　フローラルタカギ303号
債務者　西山　枝里
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５８４号
名古屋市中川区豊成町１番５－916号　豊成団地、従前の住所名古屋市中川区豊成町１番２－802号　豊成団地
債務者　榊原　保子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２８号
愛知県清須市東須ケ口61番地　デュープレックス東須ヶ口Ａ102、従前の住所名古屋市中区大須１丁目７番49号　ベルモード白川５Ａ号
債務者　玉井嘉奈子（旧姓西脇）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７５９号
名古屋市中川区上脇町１丁目11番地の１　ひばり荘21号
債務者　片山　和生
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３２号
熊本市中央区壺川１丁目８番22号　グランドール203、前住所北海道札幌市南区定山渓温泉西４丁目340番地１　定山渓ホテル男子寮
債務者　人見　光生
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２９４２号
東京都足立区千住元町３－９　フレグランス元町Ｂ棟102
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０４７号
東京都大田区西糀谷１丁目11－13　三宅荘201
債務者　寺島　裕美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部